

こんなとき、どうする？ スポーツ法律入門

危険な施設・設備・用具を 「安全」だと思わせない配慮



危険な施設・設備・用具を「安全」だと思わせるような管理をしていませんか？

今回は、普段利用している施設・設備・用具について、その危険性を認識しにくい状態で管理していたために事故が起こってしまった、というケースについてお話ししたいと思います。

事例① 体育館の窓から転落事故

平成21年12月26日、岩手県の遠野市民センター体育館で、サッカーのスポーツ少年団の団員である小学6年生の児童が採光喚気用の窓から転落、死亡するという事故が発生しました。この施設は1階がプールやトレーニング室、2階が体育館という複合施設でした。事故が起こったのは2階の体育館の壁から張り出した窓です。壁面に設置されたベンチ状の部分から84cm上から外へ向かって斜めに突き出る出窓のようになっていました。

昭和49年の建設当初はガラス窓でした。しかし、ボールがぶつかり割れることがあり、利用者からも「重く開閉しづらい」「照明を反射してまぶしい」と苦情があったので、平成17年にガラスをアルミ板に変更しました。

施工者は、人が乗っても大丈夫な強度では施工しなかったため、「注意 危険です」ので、この上に乗ったり、ものを置いたりしてはいけません」と朱書きで表示をしました。その後、「アルミ板も照明を反射してまぶしい」と苦情があったため、アルミ板の上にシートをかぶせるようになってしまい、注意書きが見えな

い状況が常態化し、「危ない」ことがわかりにくい管理となってしまいました。

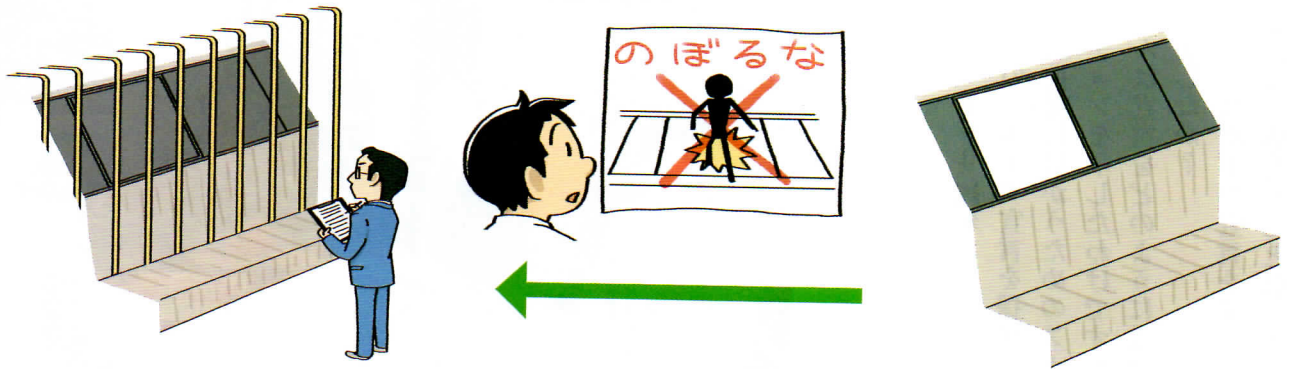
人は、体重がかかるように設置されている場所は足をついても大丈夫であると考えます。体育館の床が抜けるなどと思っただけで強度を調べたりしません。窓がガラス製で地面まで6.88mあることが見れば、そこに登ると危ないことは容易に認識できました。しかし、換気窓はアルミ製に変更され、さらに、注意書きも見えない状態が常態化していたので、そこに登ると落下するという危険性がわかりにくい状況になっていました。

事故が発生したのは練習開始前で、子どもたちだけでボールの取り合いをして遊んでいる時でした。

事例② 卓球台の事故

同じように子どもたちだけで収納するには危険な卓球台でありながら、そのことを明示しておかなかったために発生した事故があります。

小学校のクラブ活動で卓球の練習をした後、4年生の児童4名が内折式卓球台(102kg)を収納するために折り畳んでいたところ、これが倒れ、下敷きになった児童が負傷し



施設面の配慮

- 危険な場所は危険であることを理解しやすいデザインとする。
- 効果的な表示等による注意喚起をする
(単に「危険」だけでなく、具体的なイメージがわくようにする)。
- 細部に至るまで、十分な安全性を確保する。
- 既存施設についても、点検を行い、必要に応じて速やかに改善する。

プールでの飛び込み事故も同様です。プールにスタート台が設置されていれば、スタート台から競泳のスタートを行うことは通常の使用方法であるとの外観があるので、スタートが危険であるとは考えにくいのです。

日本水泳連盟は、国際水泳連盟がスタート端壁前6.0mまでの水深が1.35m未満のプールはスタート台の設置を禁じたことに基づき、平成13年に国際基準に合わせた公認規

事例③ プールでの飛び込み事故

ました。この卓球台は折り畳むと高さ155cmあり、身長約146cmの児童には反対側が見えませんでした。メーカーは取り扱い説明書で「移動設置収納の際は児童生徒など子どもだけで行わないように」と記載し、注意を喚起していました。

しかし当時、この卓球台には説明書が貼付されておらず、「開閉は必ず2人で行うこと」と書かれた簡単な注意書きが貼付されているだけでした。本来、子どもだけで収納させてはいけないのに、その危険性が明示されていなかったのです。裁判所は、教師の過失を認めて市に対し損害賠償を命じました。

則に改定しました。

競技規則には、競技の公平性確保を目的とする規則と安全性確保を目的とする規則があります。安全性確保を目的とする規則を緩和する場合には、安全性を確保するための代替措置が必要です。日本水泳連盟は、平成17年「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」を発表して、室内プールの多くが1.35mより水深が浅い現状を踏まえて、日常的に浅いプールを利用して競技者を対象とした場合には、指導上の代替措置で対応するとした妥協的な措置を公表しています。初心者を対象とした学校などでは、このような代替措置を取ることが可能かについては慎重な検討が必要です。

東京都は、都立高校でのスタート台からの飛び込み事故を踏まえて、平成13年から国際水泳連盟・日本水泳連盟の基準に基づいた安全性の確保を周知徹底しています。一方で、プールの水深に全く配慮をしないまま、飛び込み事故を引き起こしている自治体がまだあるのが現状です。

利便性を優先することによって生じる危険な状態

自治体が運営する室内プールの更

衣室で、未就学児童が転倒し負傷する事故がありました。事故の再発防止の検討を依頼されて現地を調査したところ、更衣室の床材は明らかに滑りやすい材質であり、設計者がこんな設計をするのか疑問でした。そこで、プールの管理者に聞くと、建設当初はスノコがあったが、スノコを使うと掃除に面倒だということで倉庫にしまつて、滑りやすい床のまま管理をしたために事故が生じたことがわかりました。すぐにスノコの使用を再開してもらいました。

この更衣室のように当初の設計では安全に配慮されていたのに、その後、管理する側が利便性を優先するため危険な状態にしてしまうという場合も少なくありませんし、そもそも当初の設計段階で安全性が確保されていない場合もあります。

ですから、自分が使用している施設が本当に安全かどうか、指導者自身が一度点検してみることをお勧めします。

もちつき、こういちろう

1956年山梨県生まれ。京都大学法学部卒業。84年弁護士登録(東京弁護士会、虎ノ門協同法律事務所所属)。専門分野は、スポーツ事故、医療事故、過労死、労災職業務事件。日本体育協会日本スポーツ少年団常任委員、日本スポーツ法学会事故判例研究専門委員会委員長。